

# 風しん(第5期)予防接種 説明書 (オモテ面)

予防接種を希望される方は、この説明書に記載されている内容を必ずご確認ください。

## 1. この予防接種の対象となる方

次のいずれにも該当する方

- 1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の方
- 2025(令和7年3月末までに「風しん」の抗体検査を受けた結果、血液中の風しんウイルスに対する抗体の量(抗体価)が不十分であるとされた方
- 抗体価が不十分であるとされて以降、「風しん」の予防接種を受けていない方

## 2. この予防接種に使用するワクチンとその効果

- 風しんの予防には予防接種が最も有効であるといわれています。
- 原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(以下「MRワクチン」といいます。)0.5 ml を1回接種します。
- MRワクチンを接種することによって、95%程度の方が麻しんウイルスと風しんウイルスに対する免疫を獲得できるといわれています。
- MRワクチンは、ニワトリの胚細胞を用いて製造されており、卵そのものを使っていないため卵アレルギーによるアレルギー反応の心配はほとんどないとされています。
- 重度のアレルギー(アナフィラキシー反応を起こしたことがあるなど)の方は、ワクチンに含まれるその他の成分によるアレルギー反応が生じる可能性もあるため、接種に際しては必ず主治医にご相談ください。

## 3. この予防接種は、任意です

この予防接種は、強制や義務ではありません。

あくまでもご本人の「接種希望する意思」に基づき、接種を受けられるものです。

ご本人の意思確認が容易でない場合、ご家族または主治医の協力を得て、ご本人の意思確認することは可能ですが、明確にご本人の意思確認ができない場合は、接種できません。

## 4. この予防接種を受けることができない方

- MRワクチンの成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方
- 免疫機能に異常のある疾患を有する方
- 免疫抑制の効果のある治療を受けている方
- その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する方

また次のような場合も予防接種を受けることができません。治ってから予防接種を受けてください。

- 発熱している方
- 重篤な急性疾患にかかっている方

## 5. この予防接種の前に医師と相談する必要がある方

- 心臓、腎臓、肝臓、血液の病気や発育障害のある方
- これまでに予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- けいれんを起こしたことがある方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいらっしゃる方
- MRワクチンの成分でアレルギーを起こすおそれのある方
- 重度のアレルギーのある方(アナフィラキシー反応を起こしたことがある方)

■ ウラ面に続きます 必ずご確認ください

# 風しん(第5期)予防接種 説明書 (ウラ面)

## 6. 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

この予防接種後、他の予防接種を受ける場合は、27日以上間隔をあけてください。ただし、医師が必要と認めた場合に限り、他のワクチンとの同時接種もできます。

## 7. この予防接種の副反応

### ● 多くみられる症状

発熱、発疹、鼻汁、咳、注射部位紅斑・腫脹など

### ● 重大な副反応として

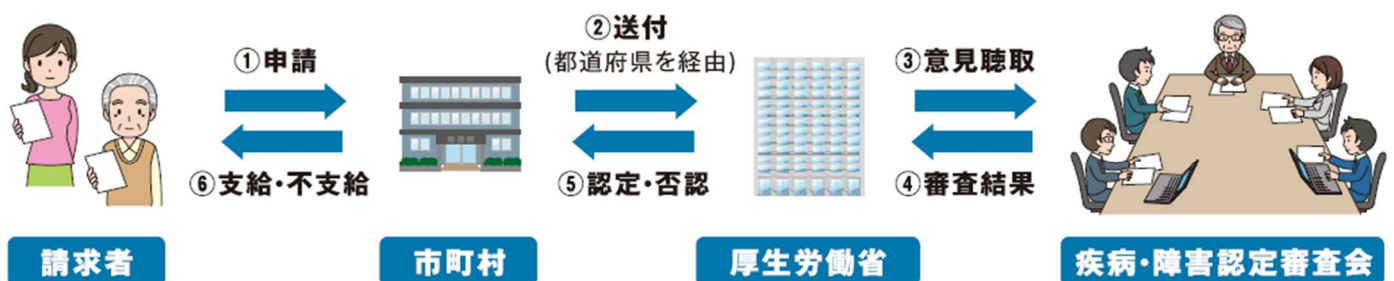
アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病がごくまれに(0.1%未満)報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。

## 8. 接種後に注意すること

- 副反応の発現に注意してください。注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状や接種後に気になる症状がある場合は、速やかに接種医または主治医に相談してください。
- 注射した部分は、清潔に保ってください。
- 接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。ただし、体調が悪い時は、入浴を控えることも検討してください。
- 接種当日の激しい運動や過度の飲酒等は、控えてください。

## 9. 予防接種の副反応による健康被害救済制度

- この予防接種による副反応のために、医療機関での治療が必要となった場合や日常生活が不自由になった場合(健康被害)と厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に定められた救済(医療費・障害年金の等の給付)が受けられます。
- この健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。
- 請求には、期限があります。あわせて予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。
- 請求に必要な書類は、請求の種類や状況によって変わります。
- 請求に関するご相談は、福祉保健課 健康増進担当(☎0556-20-4611)へお願いします。



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

© 厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」より転載

## 10. 予防接種の相談窓口

### ■ 厚生労働省 感染症・予防接種相談窓口

☎ 0120-995-956 受付 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

### ■ 身延町役場 福祉保健課 健康増進担当

☎ 0556-20-4611 受付 8:30~17:15 (土日祝日、年末年始を除く)